

保護者の皆さまへのお願い

学校では次のように指導しています。ご家庭におかれましても、下記のように適切な服装になっているか確認のうえ、学校へ送り出してもらえますよう、ご協力お願いいたします。また、気になる様子がある場合、担任へご連絡いただき、連携が取れますようにも、お願いいたします。

《 服装について 》

中学校の標準服は、冠婚葬祭にも利用するもので、大人ならばスーツとしての扱いとなります。公的な学校生活にふさわしい服装として指定しております。

以下、生徒手帳より一部抜粋をしておりますのでご確認ください。

- ① **標準服** → ・本校では心身の安全、学校生活上の必要から標準スタイルを規定し、標準服を指定する。
- 標準スタイルとは、本校指定の標準服やそれに伴う附属品を着用した状態をいう。
 - 標準服とは本校がメーカーに製造、販売を指定したものである。
学校指定の標準服を着用する。

- 冬用標準服** → ・冬服は指定標準服のブレザー、シャツ、スカート、ズボンを着用する。
- ・ブレザー、シャツのボタンは正しく留める。
 - ・必要ならば指定のセーターを着用する。気温によっては自分で判断し、校内ではブレザーを脱いでセーターもしくはシャツの状態となることで調節する。
 - ・防寒着は、標準服指定のものを着用する。

- 夏用標準服** → ・夏服は標準服指定のシャツ・スカート・ズボンを着用する。
- ※販売された状態より故意に形を損ねたものは、標準服の規定にそぐわない。
 - ※シャツの第1ボタンはとめるのが正しいが、第1ボタンに限りとめなくても良い。
 - ※スカート丈は、膝が完全に隠れる長さにする。
 - ※冬服のシャツの裾はズボン、スカートの中に入れ、夏服は外にだす。

- 各学期の始業式、終業式は以下の通り、統一をする。

1学期始業式	(冬服)	1学期終業式	(夏服)
2学期始業式	(夏服)	2学期終業式	(冬服)
3学期始業式	(冬服)	修了式	(冬服)

- 入学式・卒業式は冬服とし、白の靴下で統一する。

冬用標準服



夏用標準服



指定ニットセーター



エンブレム



校章



- ② 標準服の中の服 → シャツの中に着る肌着は衛生面も考慮し、白、紺、黒のシャツ、もしくは体操服を着用する。
- ③ 附属品 → ○ 名札 → 常時、所定の位置につけておく。
○ 生徒手帳 → 身分証明書なので、常時携帯する。紛失した場合は、すぐに届け出て再発行を受ける。再発行願いの提出が必要。
- ④ ベルト → 柄のない黒・紺・茶色のものとし、エナメル製は不可とする。
鋳がついているような、安全に不安があると思われるものは着用しない。
- ⑤ 靴下 → 白、紺、黒のソックスを履く。
ルーズソックスやヒザにかかるような過度なハイソックスは安全のため着用しない。
- ⑥ 靴 → 白色を主体とした、紐付きの運動靴を着用する。(靴紐も白色)
かかとを踏んでダメージを与えるような履き方にならないようにする。
運動時の安全面に不安のある靴は着用しない。
- ⑦ ストッキング → ストッキングやタイツは防寒のために着用してよい。
無地のベージュ・黒のものとし、体育の授業などは必ず脱ぐ。
- ⑧ マフラー・手袋 → 色柄は特に指定しないが、人が不愉快になるようなメッセージ性のあるものや、長すぎるものといった安全に心配のあるものなどは避ける。
- ⑨ ウインドブレーカー → 防寒着は標準服指定のものを着用する。
- ⑩ 帽子・日傘 → 日除け・熱中症予防の観点から登下校時に着用・使用を認める。
- ⑪ 頭髪 → 公の社会的場面で通用する髪型と認識する。ファッションとして、脱色・染色・パーマ・エクステ・そりこみラインを行わない。肩にかかる髪の長さは、耳の高さあたりで1つか2つに束ねる。
- ⑫ 頭髪用ゴム → 黒・紺・茶のゴムを使用する。飾り物として人目を引くようなものがついているものは使用しない。
- ⑬ アクセサリ → ピアス・ネックレスといった装飾品はつけない。カラーコンタクト・アイプチといったファッション用の医療品は装用しない。

不備のある生徒	→ 正す生徒 …… 不備を正して教室へ。
	→ 正さない生徒 … 正しい服装に改善するよう指導。
	※ 担任より、ご家庭へ連絡を入れさせていただきます。

《 給食について 》

- 自分の座席で食べる。
- 水分補給のために水、またはお茶を水筒にいれて持参することを推奨します。
(家庭で水やお茶を詰めたペットボトルを水筒変わりにしてもよい。)

《 持ち物について 》・紛失や盗難といったトラブルを避ける。

- ① 不要物 → トランプ・漫画・雑誌・おもちゃ類・ゲーム類・携帯電話（スマホ）など、学習に必要なもの（遊びを主たる目的としたもの）は一切持ってこない。
- ② カバン → 学校指定の通学カバンを使用する。目印となるようにキーホルダーを2個程度はつけてもよいが、大きすぎるものはつけない。学習用具がカバンに入りきらない場合は、補助カバンとして紙袋や、私物の手提げカバンを利用する。

不要物があれば、学校で預かり、保護者・本人と懇談し、返却いたします。

《 学校生活 》・自分で時間や行動の管理をし、社会人として適切な行動を身につける。

- ① 登校 → 8時25分までに登校するようにする。（集会時は、8時25分開始なので少し早めに登校。）
自転車や私服での登校は、放課後・懇談時・休日・部活動であっても認めない。
- ② 始業 → 8時25分に教室（集会の日等は集合場所）で出席確認。
8時30分～45分の瑞光アプローチタイム（朝学習・朝読書などに取り組む時間）に取り組む。（教室から出ない。）
- ③ 全校集会 → 毎週月曜日。カバンを教室に置いて、遅れないように集合・整列する。
遅れた者は、学年、担任より指導を受ける。
- ④ 授業の始め → チャイムが鳴ったら、自分の座席に着席して待つ。
- ⑤ 登校後 → 忘れ物をしても、原則取りに帰らない。
無断で学校外に出た場合は指導を受け、家庭と連携する。
- ⑥ 給食 → 自分の座席で食べる。（水筒の持参を推奨する。）
- ⑦ 午前授業時 → 行事や部活動などで昼食が必要な場合は、必ず家から持参し定められた場所で食べる。
- ⑧ 施錠 → 移動教室の場合は、係の者が責任を持って施錠する。
- ⑨ 美化 → 学校内・教室は、美化に努めゴミを出さない。ゴミがあれば進んで拾う。
- ⑩ 下校 → 登下校の途中で買い物や、寄り道をしない。用事のない人はすぐに下校する。防犯・安全を考慮し、できるだけ複数人で下校する。
下校後は、標準服から着替える。標準服で外出しない。
- ⑪ 金銭 → 不必要な金銭は、持ってこない。
金銭を持ってきた場合は、登校後ただちに担任や顧問に預ける。
- ⑫ その他 → 他学年のフロアへ行かない。他のクラスの教室へ入らない。

学校生活で問題が生じた場合には、保護者・本人と懇談し改善をはかります。

《 その他 》

- ① 万引き・暴力・自転車窃盗・無免許運転・たばこ・シンナー・薬物・出会い系サイトなどの反社会的行動はとらない。
- ② 家の門限を守り、不必要な夜間の外出や無断外泊をしない。
- ③ 他の中学校には絶対に行かない。他校生とはトラブルを起こさない。
（暴行・傷害・恐喝などのトラブルに巻き込まれた時は、必ず警察に連絡する。）
- ④ 中学生らしい、社会人としての言動を心がける。
- ⑤ 携帯電話・スマートフォンでのトラブルを未然に防ぐため、管理の徹底を各ご家庭でよろしく願います。
- ⑥ 大阪府健全育成条例 第25条 抜粋（保護者の努力義務）
「保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、16歳未満の者に対して、午後8時～翌日の4時までの時間に外出させないように努めなければならない。」